# 4 生活環境の充実

# (1) 高齢者向け福祉施設等の確保

# ア 概要

広島市における高齢者向け福祉施設等(平成 27 年 3 月 31 日現在)の状況は、以下のとおりである。

## 【高齢者向け福祉施設等の状況】

施設種別	施設数	事業運営主体	根拠法令	運営費
養護老人ホーム	8	社会福祉法人	老人福祉法第 11 条・第28条 広島市老人ホーム 入所措置等に関す る規則	措置費が広島市から支給される。 介護報酬(外部サービス利用型特定)を利用できる場合には措置費は減額される。 広島市は入居者(被措置者)の収入額又は扶養義務者の所得税額等に基づき定められた金額を入居者又は扶養義務者から徴収する。
特別養護老人ホーム	61	社会福祉法人	老人福祉法第 11 条・第 28 条	介護報酬による。
軽費老人ホーム	10 (注1)	社会福祉法人	老人福祉法第 20 条 の 6	入居者負担及び広島市からの補助金による。 サービスの提供に要する費用について、利用者の所得水準に応じた補助金を広島市が施設に支払うことで利用者負担が軽減されている。
有料老人ホーム	46 (注2)	社会福祉法人、 医療法人、株式 会社等	老人福祉法第29条	入居者負担 特定施設は一部介護報酬によ る。
生活支援 ハウス (高齢 者生活福祉セ ンター)	1	社会福祉法人	広島市生活支援ハ ウス(高齢者生活 福祉センター)運 営事業実施要綱	広島市からの委託料及び収入に 応じた利用者負担による。 光熱水費・食費は利用者実費負 担

- (注1) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設は3施設
- (注2) 介護保険特定施設入居者生活介護指定施設は33施設
- ※出所 広島市 ホームページ「老人ホームなど」等及び広島市健康福祉局高齢福祉 部高齢福祉課作成資料を基に監査人作成

#### (ア) 養護老人ホーム

#### a 施設の概要

環境上及び経済上の理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者が入 所し養護を受ける施設をいう。生活指導を行うとともに、機能の回復又は機能の 減退を防ぐための訓練なども行っている。また、毎年定期的に健康診断を行って いる。

#### b サービスの利用者

経済的要件と環境等の条件いずれにも該当する 65 歳以上の方。ただし、特別の事情のある場合は 60 歳から入居することができる。

なお、経済的要件と環境等の条件は以下のとおりであり、各区の健康長寿課の 審査を受けて措置が決定される。

#### c サービスの利用者

### (a) 経済的要件

- ① 高齢者のいる世帯が生活保護を受けているとき
- ② 高齢者及びその世帯の生計中心者が住民税を課税されていないか、均等割のみ課税されているとき
- ③ 災害などのためその世帯の生活の状態が困窮していると認められるとき

#### (b) 環境などの条件

- ① 身体上又は精神上の障害のため日常生活を送ることが困難であり、世話 をしてくれる人がいないとき
- ② 家族などとの折合いがよくないとき
- ③ 住むところがなかったり、住まいがあってもきわめて環境が悪いとき

## d 費用

入居者本人は収入等に応じて費用を負担する。ただし、140,000円/月額を上限とする。また、入居者本人とは別に、扶養義務者は課税額に応じて費用を負担する。

#### (イ) 特別養護老人ホーム

### a 施設の概要

身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅で介護を受けることが困難な高齢者が入所し、介護を受ける施設をいう。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っている。

# b サービスの利用者

要介護1~5に認定されており(注)、入院加療の必要がない方。所得制限はない。

(注) 平成27年4月1日から、原則、要介護3~5に変更されている。

#### c 費用

介護保険で定められた利用者負担(介護費用の1割(注))と食費、居住費、

日常生活費が必要である。

(注) 平成 27 年8月1日から、一定以上の所得がある場合は2割に変更されている。

#### (ウ) 軽費老人ホーム

### a 施設の概要

家庭環境、住宅事情などの理由により在宅では生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用できる施設をいう。食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与などを行う。また、特定施設入居者生活介護施設の指定を受けた軽費老人ホーム (ケアハウス) では、施設から介護保険の対象となる介護サービスを受けることができる。

#### b サービスの利用者

身体機能の低下等により独立した生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な、原則 60 歳以上の方。

#### c 費用

入所者の収入に応じて利用料を負担することとなっており、施設ごとに定められている。

#### d 補助金

広島市は、軽費老人ホームを運営している社会福祉法人に対して、在籍人員に 応じた金額から在籍人員の負担金を除いた額を補助金として交付している。

社会福祉法人から広島市に毎月の在籍人員が記載された報告書が提出され、広島市は当該報告書に記載された在籍人員を年度末に積算し、補助金額を決定している。なお、補助金の交付に関しては、広島市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)を定めている。交付に関する規定は以下のとおりである。

#### (補助金の交付対象等)

- 第2条 補助金の交付対象となる者は、本市の区域内において軽費老人ホームを設置 経営する社会福祉法人とする。
- 2 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。 (交付の条件)
- 第4条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、規則(注)第6条第1項各号に 掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (注) 「広島市補助金等交付規則」を指す。
- (1) 補助金は、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、(中略)…本人から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合における当該減免した経費に充てること。

#### 別表

#### (補助金の交付対象となる経費)

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、局長通知(注)に定める本人から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合における当該減免した 経費

(注)「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成 20 年 5 月 30 日老発 0530003 号厚生労働省老健局長通知)を指す。

#### (補助金の額)

サービスの提供に要する費用の実支出額と局長通知に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額(費用基準額)とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収した実徴収額(その額が局長通知に定める本人から徴収すべき年間徴収額(徴収基準額)に満たないときは、当該年間徴収額)を控除し、局長通知に基づく特別運営費の額を加算して得た額

費用基準額 1人当たりのサービスの提供に要する費用の額(月額)× 各月初日 在籍人員

徴収基準額 1人当たりの徴収額(月額)× 各月初日在籍人員

過去5年間の交付状況等は以下のとおりである。

(単位:千円)

区 分		H22	H23	H24	H25	H26
	予定額	64,800	66,492	66,216	67,292	66,394
いこいの園	決算額	65,571	66,379	65,943	66,726	64,565
	差 額	<b>▲</b> 771	113	273	566	1,829
	予定額	53,943	54,803	56,627	45,877	40,467
コーポなばら	決算額	53,250	56,424	48,794	42,498	38,412
	差 額	693	▲ 1,621	7,833	3,379	2,055
	予定額	32,081	32,872	32,213	33,866	34,977
ラポーレひろしま	決算額	32,522	33,937	33,478	34,714	36,961
	差 額	<b>▲</b> 441	<b>▲</b> 1,065	<b>▲</b> 1,265	▲ 848	<b>▲</b> 1,984
	予定額	33,145	33,111	30,994	33,073	32,271
ふれ愛	決算額	32,153	33,356	31,832	32,706	32,244
	差 額	992	▲ 245	▲ 838	367	27
	予定額	14,055	14,979	15,049	16,260	15,984
なごみの郷	決算額	14,124	14,580	15,699	15,951	16,018
	差 額	<b>▲</b> 69	399	<b>▲</b> 650	309	▲ 34
	予定額	30,653	30,224	30,093	29,863	33,304
安芸中野	決算額	31,503	30,955	30,707	32,760	33,368
	差 額	▲ 850	▲ 731	▲ 614	<b>▲</b> 2,897	<b>▲</b> 64
	予定額	14,669	15,138	16,873	16,873	16,945
鈴が峰	決算額	14,123	15,305	17,041	17,065	18,099
	差 額	546	<b>▲</b> 167	<b>▲</b> 168	<b>▲</b> 192	<b>▲</b> 1,154
	予定額	24,515	23,738	13,222	17,849	19,493
東 山	決算額	24,827	23,119	17,992	20,721	21,393
	差額	▲ 312	619	<b>▲</b> 4,770	▲ 2,872	<b>▲</b> 1,900
	予定額	27,657	26,612	26,223	27,576	28,887
かんべ村	決算額	27,263	26,353	26,789	27,766	28,796
	差 額	394	259	▲ 566	▲ 190	91
	予定額	32,207	29,340	32,891	30,967	35,344
五日市ゲリーンヒルホーム	決算額	29,858	28,322	34,012	31,164	35,128
	差額	2,349	1,018	<b>▲</b> 1,121	▲ 197	216
	予定額	327,725	327,309	320,401	319,496	324,066
合計	決算額	325,194	328,730	322,287	322,071	324,984
	差 額	2,531	<b>▲</b> 1,421	<b>▲</b> 1,886	<b>▲</b> 2,575	<b>▲</b> 918

※1 予定額: 年度当初の支出予定額※2 決算額: 年度末精算後の補助確定額

※3 差 額:(予定額)-(決算額)

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

# (エ) 有料老人ホーム

### a 施設の概要

高齢者が入居して、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要なサービスの提供を受ける施設のうち、老人福祉法上の老人福祉施設ではないものをいう。

b サービスの利用者 施設ごとに定められている。

# c 費用

施設ごとに定められている。

# d 指導調査

平成 24 年度から、広島市内の有料老人ホーム設置の届出受理、報告の徴収及

び立入検査並びに改善命令に係る権限については、広島県から広島市に移譲されている。

広島市では、広島市有料老人ホーム指導調査要領において、広島市内に設置されている有料老人ホームに対し、広島市が実施する立入検査について必要な事項を定めている。

立入検査の形態は、以下のとおりである。

# 【立入検査の形態】

検査の形態	検査の内容
<b>空期去 3. 松木</b>	既存の有料老人ホームに対し、原則として3年に1回、当該施設にお
定期立入検査	いて実地調査を行う。
	次のいずれかに該当する施設に対し、原則として2ヶ月以内に当該施
	設において実地調査を行う。
新規立入検査	(1)「広島市有料老人ホーム設置運営指導要綱(注)」第9条により有
利况立八恢宜	料老人ホーム事業開始報告書が提出された有料老人ホーム
	(2)「広島市有料老人ホーム設置運営指導要綱」第 10 条により有料老
	人ホーム設置届出書が提出された有料老人ホーム
	次のいずれかに該当する施設に対し、随時、当該施設において実地調
	査を行う。なお、必要に応じ関係各課等と合同で検査を実施できるも
	のとする。
	(1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正さを欠くため
特別立入検査	に、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしている恐れがある
村別立八便宜	と疑うに足りる理由があるとき。
	(2)運営主体の変更により、有料老人ホームの運営及びサービスへの影
	響並びに入居者処遇への継続性を確認する必要があるとき。
	(3)前各項による立入検査の指導によっても改善の措置が認められな
	いとき。

- (注) 有料老人ホームに係る報告の徴収に関する事項のほか、有料老人ホームの 設置(予定)者が行うべき設置届等の詳細及び各種届出等の際に使用する様 式について定めている。
- ※出所 「広島市有料老人ホーム指導調査要領第4条」から抜粋

立入検査の実施方法は以下のとおりである。

# 【立入検査の実施方法】

検査の種類	項目	内容		
	(1)検査通知	立入検査対象となる有料老人ホームの設置者に		
		対し、有料老人ホーム立入検査通知書により事前		
		に通知するものとする。		
	(2)検査実施方法	立入検査は、指導指針等に基づき、施設・設備の		
		状況及び関係書類等を確認するとともに、必要に		
定期立入検査		応じ、関係者に面談する方式により行う。		
<i>足别立八</i> 阪直	(3)検査通知結果	立入検査の結果については、当該有料老人ホーム		
		の設置者に対し、有料老人ホーム立入検査結果通		
		知書により速やかに通知するものとする。		
	(4)改善報告書の	検査通知書において改善すべき事項を指摘した		
	提出	場合は、当該有料老人ホームの設置者に対し、改		
		善報告書の提出を求めるものとする。		
新規立入検査	定期立入検査に準じ	て行う。		
	(1)検査通知	検査は定期立入検査に準じて、検査通知書により		
		事前に通知する。ただし、検査の目的と効果を勘		
		案し、検査の開始時に検査通知書を交付するなど		
		の方法により行うことができるものとする。		
	(2)検査実施方法	立入検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案		
		し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点		
		項目を定めて実施する。		
特別立入検査		なお、立入検査は2名以上の検査班を編成して実		
		施する。		
	(3)検査通知結果	立入検査の結果については、当該有料老人ホーム		
		の設置者に対し、結果通知書により速やかに通知		
		するものとする。		
	(4) 改善報告書の	検査結果通知において改善すべき事項を指摘し		
	提出	た場合は、当該有料老人ホームの設置者に対し、		
		改善報告書の提出を求めるものとする。		

※出所 「広島市有料老人ホーム指導調査要領第6条」から抜粋

### e 定期報告

広島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第12条において、広島市内に有料老人ホームを設置した者は、毎年8月末日までに以下の書類によって市長に運営状況を定期報告することが求められている。

- (a) 毎年7月1日現在の有料老人ホーム重要事項説明書
- (b) 直近の事業年度の貸借対照表, 損益計算書等の財務諸表

- (c) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計 算書等の財務諸表
- (d) 親会社がある場合には,当該親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、 損益計算書等の財務諸表
- (a)の重要事項説明書には、事業主体概要、施設概要、従業者に関する事項、サービスの内容、利用料金及びその他の事項の記載が求められており、当該有料老人ホームの概況を把握するために利用されている。
- (b)~(d)の財務諸表については、事業運営主体の経営成績や財政状態の把握を 行うために収集を行っている。広島市では、有料老人ホームからの定期報告にお いて財務諸表を入手している。

### (オ) 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)

#### a 施設の概要

在宅での生活が不安な高齢者に、低料金で生活の場を提供する施設をいう。住居の提供の他に、各種助言、相談及び緊急時の対応、利用者が介護保険サービス及び各種保健福祉サービスを必要とする際の利用手続の援助等、地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等の業務を行っている。

現状、広島市には、以下の1箇所に生活支援ハウスが設置されている。

施設名	山まゆ
設立年月	平成 14 年 6 月
所在地	安佐北区大林町 162-2
運営主体	社会福祉法人可部大文字会
定員 (人)	6

※出所 広島市 ホームページ「生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)」 を基に監査人作成

### b サービスの利用者

市内に居住する 60 歳以上の方で、ひとり暮らしの方又は夫婦のみの世帯に属する方又は家族による援助を受けることが困難である方等、市長が特に必要と認める方のいずれかに該当する方が対象である。ただし、上記規定にかかわらず、次のいずれかに該当する方を除く。

- ・常時介護を要する方又は医療管理下に置かなければならない方
- ・他人に迷惑を及ぼすおそれがある方その他共同生活に適さないと認められる方
- ・その他市長が不適当と認めた方

### c 費用

対象収入に応じて費用を負担する。

対象収入による階層区分(年間収入)	利用者負担額 (月額)
A 1,200,000 円以下	0円
В 1,200,001 円∼1,300,000 円	4,000円
℃ 1,300,001 円~1,400,000 円	7,000円
D 1,400,001 円~1,500,000 円	10,000円
Е 1,500,001 円∼1,600,000 円	13,000 円
F 1,600,001 円~1,700,000 円	16,000円
G 1,700,001 円~1,800,000 円	19,000円
Н 1,800,001円∼1,900,000円	22,000 円
Ⅰ 1,900,001 円~2,000,000 円	25,000 円
J 2,000,001 円∼2,100,000 円	30,000円
K 2,100,001 円~2,200,000 円	35,000 円
L 2,200,001 円~2,300,000 円	40,000円
M 2,300,001 円∼2,400,000 円	45,000 円
N 2,400,001円以上	50,000 円

※出所 広島市 ホームページ「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)」 を基に監査人作成

また、光熱水費、食費(原則自炊)については、実費費用を負担する。

# d 委託金額

設置以来、現在の運営法人からの見積書の徴取による随意契約で委託されている。委託金額は、最近5年間に変更は無く年間8,361,000円から入居者の負担金額を控除した金額となっている(平成26年度は7,929,460円)。

年間 8,361,000 円という金額は、設置当時に旧厚生省から発出されていた通知に関する「在宅福祉事業費補助金交付要綱」に、以下のとおり定められていたことによるものである。

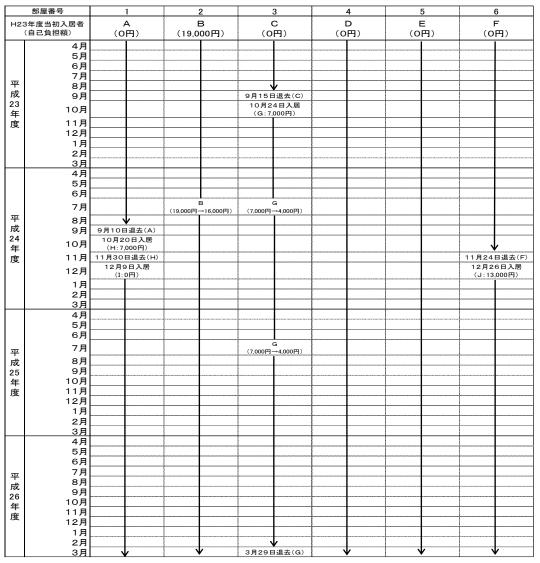
(生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 運営事業費)

- 4 基準額(利用者の実費負担相当額を除く)
  - (1) 居住部門の利用人員が5名以下
  - 1か所当たり 6,496,000円以内
  - (2) 居住部門の利用人員が6名から10名以下
  - 1か所当たり 8,361,000円以内
  - (3) 居住部門の利用人員が 11 名以上
  - 1か所当たり 13,197,000円以内
- 6 補助率
  - 2/3 (指定都市及び中核市の場合1/2)
- ※出所 旧厚生省通知「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」を基に監査人 作成

この運営事業費は、従来、国費が 50%、市費が 50%で事業が実施されていたが、平成 18 年度から一般財源化され、以降は市費 100%となっている。

e 入居者の異動状況

過去4年間の入居者の異動状況は、以下のとおりである。



※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料

「生活支援ハウス 入居者変遷 (平成23年度~平成26年度)」から抜粋

# f 入居者の選定手続

生活支援ハウスの入居を希望したにもかかわらず、満室で入居できない場合は、 待機者が生じる。待機者に関する規定は、「広島市生活支援ハウス(高齢者生活 福祉センター)運営事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に、以下のとお り定められている。

### (決定及び通知)

#### 第8条

- 3 市長は、前項の規定により対象者と認定したときは、委託法人に対し、生活支援 ハウス入所依頼書(様式7)に申請書の写し、健康診断書の写し、戸籍謄本の写し、 住民票の写し及び実態調査表の写しを添付して送付するものとする。
- 4 委託法人は、市長から入所依頼書の送付があった場合、速やかに対象者の状況を 調査するとともに、生活支援ハウスにおける生活の内容及び費用の負担等について 十分説明を行うものとする。
- 5 委託法人は、第3項により入所依頼書の送付があった際、生活支援ハウスの入所 者数が定員に達している場合は、その旨を市長へ連絡し、送付された書類を管理す るとともに、待機者名簿を作成するものとする。
- 6 前項において、退所等により新規に入所できることとなった場合、委託法人は待機者名簿のうち、待機順番が最上位の対象者について、市長に連絡し、第4項に定める手続を行う。

# イ 入居者の推移

過去3年度における高齢者向け福祉施設等の定員、入居者数、入居率の推移は以下のとおりである。

# 【高齢者向け福祉施設等の入居者数、入居率の状況】

(各年度4月1日時点)

	1		(台中及4月1日时点)							
		平成 24 年度		平成 25 年度			平成 26 年度			
施設種別	定員	入居者数	入居率	定員	入居者数	入居率	定員	入居者数	入居率	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	
養護老人										
ホーム	500	435	87.0	500	449	89.8	500	447	89. 4	
(注)										
特別養護										
老人ホー	3, 406	3, 141	92. 2	3, 476	3, 412	98. 2	3, 556	3, 412	96. 0	
4										
軽費老人										
ホームA	150	131	87. 3	150	111	74. 0	150	106	70.7	
型										
軽費老人										
ホーム	410	200	OF 1	410	201	04.0	410	400	07.0	
(ケアハ	412	412 392	95. 1	412	391	94. 9	412	402	97.6	
ウス)										
有料老人	0.001	0.000	01.4	0.050	0 544	00.0	0.004	0. 570	07.0	
ホーム	2, 821	2, 296	81.4	2, 959	2, 544	86. 0	2, 964	2, 579	87. 0	
生活支援										
ハウス										
(高齢者	C		100.0	C		100.0	C		100.0	
生活福祉	6	6	100. 0	6	6	100. 0	6	6	100.0	
センタ										
—)										

(注)養護老人ホームの入居者数(人)は、広島市で措置を受け広島市内の養護老人ホームに入居している者の人数であり、他市町村で措置を受け広島市内の養護老人ホームに入居している者を含んでいない。同様に、入居率も広島市で措置を受け広島市内の養護老人ホームに入居している者の人数を用いて計算している。

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

# ウ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の 事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

#### エ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

#### オ 監査の意見

(ア) 軽費老人ホームに対する補助金額の検証について(高齢福祉課)

交付要綱によると、補助金額の確定に当たっては、交付先から提出される報告書に記載された「サービスの提供に要する費用の実支出額」と「1人当たりの費用月額×各月初日在籍人員」の少ない方の額が算出基礎となるため、費用の実支出額及び在籍人員が正しいことを、信憑性の高い証ひょう等によって確認することが必要である。

広島市では、費用の実支出額の確認方法に関して、広島市補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。)において、以下のとおり規定している。交付規則第 15 条第 1 項第 3 号においては、補助事業者等が提出する実績報告書に領収証書等を添付することとされており、領収証書等の確認を前提としている。しかしながら、同条第 4 項において、「…監査等を定期的に受けている者は、同号に掲げる書類の添付を省略することができる」と定められていることから、軽費老人ホーム運営費補助団体は事後的に広島市の監査を受けているため、領収証書等との確認を省略している。

#### (実績報告)

- 第 15 条 補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から 40 日 以内に補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添え て市長に提出しなければならない。
- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し(市長が必要と認めるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業等の中止について市長の承認を受けた場合において、年度内に補助事業等 が完了しないときは、当該年度内における実績報告書を前項の規定を準用して市長に 提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、補助事業等の廃止について市長の承認を受けた場合に準用する。
- 4 第1項第3号の規定にかかわらず、補助事業者等のうち国又は地方公共団体その他 市長が定める機関によつて財務に関する調査、監査等を定期的に受けている者は、同 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

他方、在籍人員に関しては、確認を省略できることが明文化されていないにもかかわらず、交付先から提出される報告書に記載された在籍人員の根拠を、信憑性の高い証ひょう等で確認していなかった。この点、広島市では、在籍人員を記載した書類は、交付先からの正式な提出書類であるとともに、事後的に広島市の監査において確認していることで、十分な確認をしているとのことであった。在籍人員を用いて算出した金額が、費用の実支出額を下回っていることから、在籍人員を用いて算出した金額によって補助金額が決定している現状からすると、在籍人員の確認は重要で、より信憑性の高い根拠書類をもって確認する必要があった。

他都市でも、当該補助金額の確定に当たっては、社会福祉法人から入所者の収入申告書等を取り寄せるなどして確認している事例がある。また、入所者一人当たり平均年間約63万円(平成26年度実績)の補助金を交付しているため、作業に対する確認の効果は十分にあるものと考えられる。

広島市においてどういった資料が信憑性の高い書類であるかを検討し、報告書に 記載された在籍人員の根拠を当該書類によって確認した上で、補助金額を確定する ように改善されたい。

#### (イ) 有料老人ホーム指導調査について(高齢福祉課)

広島県より所轄を引き継いだ平成 24 年 4 月 1 日以降の立入検査の状況の確認を行ったところ、立入検査の回数は以下のとおりであり、定期立入検査及び新規立入検査は全く実施されていない。また、特別立入検査については、利用者からの苦情等があった場合に実施した回数である。なお、定期立入検査及び新規立入検査が実施できていない理由は、有料老人ホーム設置に当たっての事前相談や苦情対応に追われており、高齢福祉課福祉係の現在の人員では、定期立入検査等への対応ができないためとのことである。

#### 【立入検査の回数】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期立入検査	_	_	_
新規立入検査	_	_	_
(新設の老人ホーム数)	5	_	1
特別立入検査	12	2	_

立入検査は、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図る観点でも重要であり、合理的な理由なく省略すべきではない。

広島市としては、全有料老人ホームを対象とした立入検査を行えるような人員の 体制を確立後、立入検査スケジュールの作成を行い、立入検査を実施することが求 められる。

なお、複数の人数で検査することが想定されるため、調査項目をチェックリスト

化するなど、運用マニュアルを整備し、立入検査の質を一定に確保することが有用 であると考えられる。

### (ウ) 有料老人ホームから収集した財務諸表の分析について(高齢福祉課)

広島市は、有料老人ホームからの定期報告の中で毎年7月末日までに財務諸表の 収集を行っているが、当該財務諸表の分析等は行っていない。

事業運営主体が継続して健全な事業運営を行っていくことは、入居者保護の観点からも重要であり、そのためには、当該事業運営主体の財務諸表を分析し事業運営主体の健全性について検討すべきである。そのためには、広島市としては注視すべき財務指標を定めることが有用である。

### (エ) 生活支援ハウスの運営委託費について(高齢福祉課)

生活支援ハウスが設置された経緯は、広島市によると、平成 12 年に、当時の厚生省から発出された通知「高齢者生活福祉センター(注1)運営事業の実施について」に基づいているとのことである。

ただし、この通知を閲覧したところ、生活支援ハウスの設置の義務化や推奨などに関する記述はなされていなかった。また、広島市に設置の経緯が確認できる文書が保存されていないため、設置の端緒は確認できたものの、詳細な設置の経緯等は確認できなかった。

現に6名の入居者がいる実態からも広島市が当該施設を有する意義はあるものの、広島市内に定員6名の施設が1つしか設置されておらず、サービスを受けることができる者が6名に限定されている。また、入居者が光熱水費、食費などの生活費を負担しているにもかかわらず、居住費相当の運営委託費が、一人当たり毎月11万円程度(注2)となっている。年間では約8百万円を負担しているが、現状、広島市はこれらの金額の妥当性を検証していない。生活支援ハウスの運営委託費は広島市が100%を負担しているのであるから、居住費相当の運営委託費が一人当たり毎月11万円程度になることや、年間8,361,000円という基準額に関して、広島市においてその妥当性を検証し、さらに、運営委託業者と価格交渉をすることなどによって、委託料の引き下げの可能性を検討すべきである。しかし、広島市において、これまでこのような取組みを実施した文書は確認できなかった。

広島市は生活支援ハウスに関して、居住費相当の毎月の一人当たり運営委託費及 び委託金額の妥当性を検証し、運営委託業者と価格交渉をすることなども含め、委 託金額の引き下げの可能性を検討されたい。

- (注1) 生活支援ハウスを指す。
- (注2) たとえば、平成26年度では、7,929,460円÷6人÷12か月≒11万円

#### (オ) 生活支援ハウスの入居者の選定手続について(高齢福祉課)

生活支援ハウスへの施設入居待機者の状況及び入居者の選定方法を広島市に確認したところ、入居の希望が随時あるものの、希望時に空きが無い場合は待機者として記録することはなく、委託法人は、実施要綱において作成が義務付けられている待機者名簿を作成していなかった。この規定は、入居者の選定手続に当たって公平性と透明性を確保する趣旨があるものと考えられるため、入居者の選定に当たっては、その過程が分かる待機者名簿を作成し、後日、入居者の選定手続に公平性と透明性が確保されているか検証できるようにすべきである。

なお、平成27年10月より、広島市は、委託法人に待機者名簿を作成するように 指導し、当報告書作成時には、上記の不備は解消している。

広島市は、入居者の選定手続の公平性・透明性を確保するためにも、委託法人に対して、入居者の選定過程が分かる文書を作成・保存するように継続的に指導し、公平性・透明性を確保されたい。

### (2) 福祉のまちづくりの推進

### ア 概要

広島市は、広島市高齢者施策推進プラン(平成 24 年度(2012 年度)~平成 26 年度(2014 年度)の基本方針「2. 高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた環境で安全に安心して暮らしていくための支援策の充実」に対する施策項目である「(2)生活環境の充実」における具体的な施策として、福祉のまちづくりの推進を掲げており、「人にやさしい市民意識の醸成、公共施設等のバリアフリー化など、ソフト・ハードの両面から福祉のまちづくりを推進する」とある。そこで掲げられている主な取組は以下のとおりである。

### (ア) 福祉のまちづくりの啓発、推進体制の整備

- a 「福祉のまちづくり読本」の配布等により、人にやさしい市民意識の醸成に努める。
- b 本市ホームページに公開している「広島市バリアフリーマップ」について、より分かりやすく利用しやすいマップになるよう努める。
- c 福祉のまちづくりに関する高齢者、障害者からの要望等について、庁内で情報 共有することにより、本市の施策に適切に反映するよう努める。
- d 「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」により、車の乗降に配慮が必要な人が安心して駐車できる環境づくりや対象駐車区画の適正利用を促進する。

#### (4) 公共施設のバリアフリー化

a 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、建築物、道路、公園、駐車場 のバリアフリー化を推進する。

広島市では、高齢者や障害者をはじめ、市民の誰もが安全で快適な施設利用を可能とするため、福祉関連施設や市民の利用が多い建築物など、必要性が高い施設から優先的に福祉環境整備を実施することとしている。

また、「広島市行政改革計画(平成26年度(2014年度)~平成30年度(2018年度))」において、改革の成果を市民に分かりやすく提示するため、市民本位、成果重視の視点から、数値等による具体的な達成目標を設定するよう努めている。 広島市の公共施設のバリアフリー化率の実績値及び目標値は以下のとおりとなっている。

#### 【公共施設のバリアフリー化率】

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
目標値	72.7%	73.0%	73.3%	73.6%	73.9%
実績値	72.7%	73.0%	73.4%	73.7%	74.1%

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン」及び「広島市行政改革計画の実施状況」 から抜粋

## (ウ) 公共交通機関のバリアフリー化

- a 利用者数等一定の要件を満たす J R 駅等の交通施設のバリアフリー化について、国と協調して整備に対する補助を行う。
- b JR西広島駅について、交通結節点整備を進めていく中で、駅舎などのバリア フリー化を図る。

### (a) 目的

高齢者や障害者等が旅客施設を利用する際の利便性及び安全性の向上を目的に、JR駅のバリアフリー化の推進を図ることとしている。

### (b) 経緯

平成 12 年 11 月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化に関する法律」施行

> (注) 1日当たりの利用者数が5千人以上で、5m以上の 高低差がある全ての駅が対象

平成16年度 IR広島駅のバリアフリー化整備完了

平成18年度 JR横川駅及びJR五日市駅のバリアフリー化整備完了

平成 18 年 12 月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

施行

平成22年度 JR中野東駅及びJR安芸中野駅のバリアフリー化整備

完了

平成23年3月 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正

(注) 1日当たりの利用者数が3千人以上の全ての駅が 対象

## (c) 事業の概要

広島市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に 基づき、主要な駅を中心とした地区について、交通バリアフリー基本構想を作 成し、国とともに交通事業者が実施するバリアフリー化設備整備費の一部を補 助している。

#### (d) 現状

これまで、市域内において8駅(広島駅、横川駅、五日市駅、新井口駅、中野東駅、安芸中野駅、安芸長東駅、古市橋駅)の周辺地区について、交通バリアフリー基本構想を作成し、うち5駅(広島駅、横川駅、五日市駅、中野東駅、安芸中野駅)のバリアフリー化整備が完了している。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、新たにJR西日本がバリアフリー化に取り組む必要があるJR駅は7駅(新井口駅、西広島駅、安芸長東駅、古市橋駅、戸坂駅、安芸矢口駅、下深川駅)となっている。平成26年度は、JR安芸長東駅及びJR古市橋駅周辺地区バリアフリー基本構想を作成している。なお、交通結節点改善事業の中でJR西広島駅のバリアフリー化整備を行う予定であり、その他の駅についても、JR西日本に働きかけるとともに、国と連携して必要な支援を行うこととしている。

- c 低床低公害バスの車両購入費の一部を国や関係団体と協調して補助することで、導入促進を図る。
- d 事業者が導入する低床路面電車の車両購入費の一部を補助するなど、路面電車 のLRT化(定時性、速達性、快適性などに優れ、人にも環境にもやさしい路面 電車にすること)を推進する。

# (a) 事業の概要

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号)に基づき、平成 18 年 12 月に制定され、平成 23 年 3 月 31 日に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に平成 32 年度までにノンステップバスの導入率を約 70%、超低床車両(鉄軌道車両)の導入率を約 70%とする目標が掲げられている。広島市では「交通ビジョン推進プログラム 平成 20 年度~平成 29 年度」において、平成 29 年度までに「主に市内を運行経路とする路線のノンステップバスの車両数」を 106 台、「市内を運行する低床路面電車の編成数」を 27 編成とするとしている。

<ノンステップバス>

平成 26 年度予算

補助対象者:乗合バス事業者

補助対象:低床低公害バス車両購入費

補助金:500万円・・・100万円×5台

<低床路面電車>

平成 26 年度予算

補助対象者:広島電鉄㈱

補助対象:低床路面電車車両購入費

補助金: 6,750万円(1編成分)

#### イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局健康福祉企画課及び広島市道路交通局都市交通部の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

#### ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

#### (3) 生活交通の確保

#### ア 概要

広島市は、広島市高齢者施策推進プラン(平成 24 年度(2012 年度)~平成 26 年度(2014 年度)の基本方針「2. 高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた環境で安全に安心して暮らしていくための支援策の充実」に対する施策項目で福祉のまちづくりの推進を掲げており、高齢化の進展などにより移動が困難な高齢者が増加する中、高齢者の生活交通の維持・確保を図ることとしている。そこで掲げられている主な事業・取組は以下のとおりである。

### (ア) 生活交通の確保

- a 生活交通として必要不可欠なバス路線の運行経費の一部を補助する。
  - (a) 目的

地域住民の生活に必要不可欠な既存のバス路線を維持することを目的として、利用者の減少等のために維持が困難となった路線や、廃止された路線を別の事業者が運行する廃止代替路線等に対し、発生した収支不足額を補助するバス運行対策費補助制度を設けている。

- (b) バス運行対策費補助制度の内容
  - 第1種生活交通路線<国庫補助> 広域的かつ幹線的路線
    - ・ 複数市町村にまたがる路線
    - ・広域行政圏の中心都市等にアクセスする路線
    - ・1日当たり運行回数が、3回以上の路線
    - ・1日当たり輸送量が、15~150人の路線
    - ・補助額= (経常費用×11/20-経常収益)×本市負担割合 (ただし、競合率及び平均乗車密度により、補助対象経費を減額)
  - 第2種生活交通路線<単県補助> 広域的乗合バス
    - ・複数市町村にまたがる路線
    - ・1日当たり運行回数が、1回以上の路線
    - ・1日当たり輸送量が、5~150人の路線 (ただし、過疎地を一部でも運行するものは2.5~150人)
    - ・補助額= ((補助対象経常費用-経常収益)又は(補助対象経常費用× 9/20)のいずれか少ない額)×1/2×本市負担割合 (ただし、競合率及び平均乗車密度により、補助対象経費を減額)
  - 第3種生活交通路線<単市補助> 地域的生活バス路線
    - 次の要件を満たすもの
      - ・ 本市域内で完結する路線並びに複数市町村をまたがるものの第1種生活交通路線及び第2種生活交通路線に該当しない路線

- ・ 1日当たり運行回数が、1回以上の路線
- 1日当たり輸送量が、5~150人の路線
- その他市長が必要と認める路線
  - ・ 旧地方バス補助路線 ・旧フィーダー助成路線
  - ・ 旧フィーダー後任事業者助成路線
  - JR可部線廃止代替路線・旧通学バス代替路線
  - ・ 旧生活路線バス路線 ・廃止代替路線
  - ・補助額=(補助対象経常費用-経常収益)×本市負担割合(ただし、競合率及び平均乗車密度により、補助対象経費を減額)
- b 地域が主体となって乗合タクシーを導入する取組に対して、その初期段階から 参画し、住民アンケートに関するノウハウの提供、運行計画への助言、実験運 行における収支不足額の全額負担などの支援を行う。
- c 地域が主体となって乗合タクシーを運行している地区に対して、運行経費の一 部を補助する。

#### (a) 目的

高齢化の進展に伴い、公共交通サービスが行き届いていない郊外の住宅団地などでは、移動に制限を受ける交通弱者が増加しており、日常生活を支える公共交通の確保が重要な課題となっている。

このため、地域が主体となったデマンド型を含む乗合タクシー等の運行の取組に対して、その各段階において適切な支援を実施し、地域における生活交通の確保を図ることとしている。

#### (b) 事業の概要

路線バスのサービスが提供されていない郊外の団地など、生活交通の不便な 地域での移動手段の確保に向けて、デマンド型を含む乗合タクシー等の導入に 係る地域からの相談に応じたり、具体的な取組が始まった地域に対しては、住 民アンケートのノウハウ提供などの支援を行っている。

さらに取組が進み、実験運行を実施した場合には、収支不足額の全額負担や本格運行に向けた運行計画改善の助言などを行い、また、本格運行を実施する地域に対しては、運行経費の一部補助を行うなど、地域の取組に対して支援を行っている。

#### イ 実施した監査手続の詳細

広島市道路交通局都市交通部の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

#### ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

#### 5 権利擁護の推進

### (1) 高齢者虐待

#### ア 概要

広島市では、高齢者の尊厳を保持するために、関係団体等と連携して、高齢者虐 待の防止及び早期発見・保護、養護者の支援等を行っている。

高齢者虐待とは、養護者又は養介護施設従事者等が被養護者について行う、以下のような行為をいう。

### (ア) 身体的虐待

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドにしばりつける、意図的にクスリを過剰に与えるなど、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### (4) 心理的虐待

排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせる、子供扱いする、怒鳴る、のの しる、悪口を言う、無視するなど、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う こと。

#### (ウ) 性的虐待

懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスを強要するなど、高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (エ) 介護・世話の放棄・放任

空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする、おむつなどを放置する、劣悪な状態 や住環境の中に放置するなど、養護を著しく怠ること。

## (オ) 経済的虐待

本人のお金を必要な額渡さない、使わせない、本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

主な施策は、以下のとおりである。

- ・ 区役所厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口や地域包括支援センター等に おいて高齢者虐待の通報・届出や相談に対応
- 弁護士会、社会福祉士会等の関係団体、地域の介護サービス事業者等と連携 して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発 見・保護、養護者等の支援を実施
- ・ 虐待により生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある高齢者を「老人 福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム等へ緊急に保護
- ・ 高齢者虐待事例により迅速に対応するため、虐待を受けた高齢者を緊急に一 時保護する居室の確保
- ・ 養介護施設の監査の際に身体拘束や苦情処理の状況など高齢者虐待に関連し た事項について重点的に確認

・ 養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修を実施

# イ 広島市の状況

- (ア) 養護者による高齢者虐待の状況
  - a 相談・通報等の件数

年度	相談・通	うち虐待	虐待の種別						
	報等の	が確認さ	身体的	放任等	心理的	性的	経済的		
	件数	れた件数	虐待		虐待	虐待	虐待		
24	205	123	72	34	40	0	33		
			(58.5%)	(27.6%)	(32.5%)	(0.0%)	(26.8%)		
25	212	152	89	36	58	0	37		
			(58.6%)	(23.7%)	(38.2%)	(0.0%)	(24. 3%)		
26	209	140	97	32	48	0	25		
			(69.3%)	(22.9%)	(34.3%)	(0.0%)	(17. 9%)		

- (注) 虐待の種別は複数に該当するものがある。
- ※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「養護者による高齢者虐 待の状況」から抜粋

### b 被虐待者の内訳

年	合	性	別		年齢					
度	計	男性	女性	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90 歳	
				歳	歳	歳	歳	歳	以上	
24	123	24	99	11	20	27	24	25	16	
		(19.5%)	(80.5%)	(8.9%)	(16. 3%)	(22.0%)	(19.5%)	(20.3%)	(13.0%)	
25	153	32	121	10	23	39	31	33	17	
		(20.9%)	(79. 1%)	(6.5%)	(15.0%)	(25.5%)	(20.3%)	(21.6%)	(11.1%)	
26	141	35	106	6	21	35	24	34	21	
		(24.8%)	(75. 2%)	(4.3%)	(14. 9%)	(24.8%)	(17.0%)	(24. 1%)	(14.9%)	

- (注)被虐待者の人数は、事案1件につき複数の場合がある。
- ※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「養護者による高齢者虐 待の状況」から抜粋

### c 虐待者の内訳(被虐待者からみた虐待者の続柄)

年	合	夫	妻	息子	娘	息子の	娘の	兄弟	孫	その他
度	計					配偶者	配偶者	姉妹		
						(嫁)	(婿)			
24	126	27	9	53	19	6	2	1	6	3
		(21.4%)	(7.1%)	(42.1%)	(15. 1%)	(4.8%)	(1.6%)	(0.8%)	(4.8%)	(2.4%)
25	167	32	6	65	35	15	2	1	6	5
		(19. 2%)	(3.6%)	(38. 9%)	(21.0%)	(9.0%)	(1.2%)	(0.6%)	(3.6%)	(3.0%)
26	151	26	8	55	38	5	1	4	6	8
		(17. 2%)	(5.3%)	(36. 4%)	(25. 2%)	(3.3%)	(0.7%)	(2.6%)	(4.0%)	(5.3%)

- (注) 虐待者の人数は、事案1件につき複数の場合がある。
- ※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「養護者による高齢 者虐待の状況」から抜粋

#### (イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

年	相談•	虐待が確認された件数等			
度	通報等	件数	施設区分	虐待の種別	虐待を行った
	の件数				職員
24	12	1	特別養護老人ホーム	身体的虐待、心理的虐待	介護職員
		1	短期入所生活介護	身体的虐待、心理的虐待	介護職員
		1	グループホーム	身体的虐待	介護職員
25	6	0	_	_	_
26	16	3	特別養護老人ホーム	身体的虐待、経済的虐待、	生活相談員
				介護・世話の放棄・放任	介護職員
		2	グループホーム	身体的虐待、心理的虐待	介護職員
		1	短期入所生活介護	身体的虐待、心理的虐待	介護職員

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「養介護施設従事者による高齢者虐待の状況」から抜粋

#### (ウ) 主な施策の実施状況

広島市では、高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱に基づき、区役所高齢者 虐待防止ネットワーク運営委員会を設置している。当該委員会は、高齢者虐待に関 する相談、通報及び届出に対し迅速かつ適切な対応を図るとともに、高齢者虐待を 防止することを目的としている。平成26年度の活動実績は以下のとおりである。

## a 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会開催実績

	開催回数	出席委員数
中区	1	20
東区	1	15
南区	1	16
西区	1	26
安佐南区	1	19
安佐北区	1	16
安芸区	1	23
佐伯区	1	18
合計	8	153

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料 「平成 26 年度高齢者虐待防止事業に係る会議開催実績」から抜粋

### b 高齢者虐待対応のための会議開催実績

	会議開催実績			
	コアメンバー会議	処遇検討会	処遇検討専門委員会	
中区	62	32	0	
東区	45	15	2	
南区	69	38	1	
西区	73	53	5	
安佐南区	59	38	1	
安佐北区	78	20	1	
安芸区	23	11	1	
佐伯区	88	32	2	
合計	497	239	13	

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「平成 26 年度高齢者虐待 防止事業に係る会議開催実績」から抜粋

会議自体は高齢者虐待があるとの通報、届出があると開催される。当該会議にて、高齢者虐待か否かを判断するとともに、適切な対応について協議している。

しかし、広島市としては通報、届出や相談がなければ対応することができない のが現状であり、主な相談者・通報者は地域のケアマネジャーや警察であるとの ことである。

このことは、ケアマネジャーをはじめとした介護従事者の高齢者虐待に関する 認識が高まることにより、さらなる高齢者虐待の早期発見・防止が期待されるも のと考えられる。広島市では、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例で、 職員研修の実施等の高齢者虐待防止のために必要な措置をとることを義務付け、 虐待防止に関する意識向上を図るとともに、実地指導や集団指導においてその徹底を図っており、また、介護従事者等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修も実施している。

研修は開催年度によって、参加対象者を分けて実施しており、参加者実績は以下のとおりである。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象	ケアマネジャー	施設・居住系サー	訪問系·通所系介
	等	ビス従事者等	護サービス従事
			者等
定員	420 人	420 人	360 人
参加者	242 人	232 人	302 人

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「平成 26 年度高齢 者虐待防止研修会の開催について(案内)等」から抜粋

#### ウ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

#### エ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

#### オ 監査の意見

高齢者虐待防止に関する研修の効率的な実施について(高齢福祉課)

平成 24 年度から平成 26 年度開催の介護従事者等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修については、すべて参加者が定員を下回っているが、介護業界は人の出入りが激しいことからも、より効果的な研修を実施するため、参加者を増やす方策等を検討する必要がある。

#### (2) 孤独死

#### ア 概要

平成27年版高齢社会白書のアンケート結果によると、孤独死を身近な問題と感じている高齢単身者は4割を超えている。

これに対し、広島市では孤独死に至る状況を防ぐため、日ごろから民生委員等が地域の見守り活動を行っている。民生委員による見守り高齢者数(平成27年4月1日現在)は24,583人、民生委員による見守り、声かけなどを目的とした訪問・連絡活動回数(平成26年度実績)は296,453回(高齢者以外も含む)、地区(学区)社会福祉協議会による近隣ミニネットワークづくり推進事業(ネット数)(平成26年度実績)は7,550ネットとなっている。

# イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局地域福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

# ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。